

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 1 4 号

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
の一部を改正する条例

川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第4項ただし書中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。